

様式3 (第6条関係)

公募型プロポーザル方式募集要領等に関する回答書

令和8年1月23日

福島県知事

委託業務名	浪江国見線CM業務委託（道改・改良）
質問事項	
1	<p>・募集要領 3 参加資格（6）管理技術者は、技術士資格（建設部門・道路科目）を有する者であることとありますが、評価基準表 2. 配置技術者の技術力 a. 管理技術者の技術力①技術者資格においては下記の資格保有者も評価するとの記載があります。</p> <p>評価基準表にある保有資格でも参加資格要件を満たすと考えてよろしかったでしょうか。</p> <ol style="list-style-type: none">1. 技術士資格【総合技術監理部門（建設一道路科目）】、且つ公共工事品質確保技術者（I）資格を有する場合2. 技術士資格【総合技術監理部門（建設一道路科目）】を有する場合3. 技術士資格【建設部門（鋼構造及びコンクリート科目又は土質及び基礎科目又は施工計画、施工設備及び積算科目又は建設環境科目又はトンネル科目）】、且つ公共工事品質確保技術者（I）資格を有する場合4. 技術士資格【建設部門（鋼構造及びコンクリート科目又は土質及び基礎科目又は施工計画、施工設備及び積算科目又は建設環境科目又はトンネル科目）】、又は公共工事品質確保技術者（I）資格を有する場合
2	<p>「募集要領 2. 業務の概要（4）業務の規模に「管理技術者及び担当技術者が常駐して」とあります。</p> <p>一方、特記仕様書 第8条 業務の対象及び体制（5）に「管理技術者は、発注者及びCM受注者が協議して、常駐期間中における他の業務に伴う不在期間の上限を年度毎に設定」とあります。</p> <p>現実的にどのような運用を考えられているのでしょうか。</p> <p>例えば、管理技術者の現場への駐在は、月に1日や週に1日などの非常駐として、他業務の管理技術者との兼務ができると考えても良いのでしょうか。</p> <p>見積内容にも影響しますのでご教示願います。</p>

- 3 特記仕様書 第14条 技術者の変更について、①土木担当技術者 についての記載がありますが、土木を担当する管理技術者と担当技術者を指すとの解釈で良いのでしょうか。
- 4 参考業務規模が年度ごとに異なるため、履行期間中の担当技術者の最大数は年度ごとに異なると想定されます。
- 1. 最大の担当技術者数を想定し、設計共同体を構成すると考えてよろしかったでしょうか。
 - 2. 初年度から設計共同体を構成するすべての企業から担当技術者を常駐させる必要がありますでしょうか。
- 5 配置予定技術者の提出書類について、公募型プロポーザル方式募集要領の9（5）③(イ)では、業務実施体制表に記載した配置予定技術者すべてについて「業務実績表（様式6-1～2）」を作成することとあります。
- 一方、9（5）④(イ)では、配置技術者業務実績表（様式6-2）は、技術と用地の主たる担当技術者各1名について作成することとなっています。
- 様式6-2に記載する配置予定技術者は、業務実施体制表に記載する配置予定技術者すべてか、技術と用地の主たる担当技術者各1名のどちらでしょうか。
- 6 旅費交通費に関して、常駐技術者が本業務に伴い転居を伴う場合等の「引越代」、「着後手当」、「滞在費」（家賃相当）について、県の基準がございましたら単価等をご教示ください。
- 7 見積作成に使用する福島県の基準に関する公表用図書は、福島県技術管理課ホームページ、福島県の各建設事務所及び県政情報センターで公開されている最新版を使用するとの理解でよろしいでしょうか。
- 8 CM業務として本件も含め4件発注されていますが、取扱方式が採用されているという認識でよろしいでしょうか。
- 9 テクリスの登録・完了登録については、年度毎に行うという理解でよろしいでしょうか。
- 10 募集要領1頁2（3）令和8年度から令和12年度までの契約期間については、年度毎の単年度契約という理解でよろしいでしょうか。
- 11 募集要領1頁2（4）参考業務規模に記載されている事業費は、超過勤務手当を含んでいるという認識でよろしいでしょうか。

- 12 募集要領1頁2（4）参考業務規模の算定にあたり、管理技術者に想定していた技術者の職種は、主任技師という認識でよろしいでしょうか。
- 13 募集要領1頁2（4）参考業務規模の算定にあたり、担当技術者に想定していた技術者の職種・人数についてご教示願います。例：全体4人 技師A 1人、技師B 1人、技師C 2人
- 14 募集要領2頁3（6）管理技術者は技術士資格（建設部門・道路科目）を有する者とあります。一方、評価基準表を見ると他科目的資格を持っていることが評価の対象となっています。道路科目的技術士資格はないが、他科目的技術士資格を有する者でも管理技術者として認められるという理解でよろしいでしょうか。
- 15 特記仕様書3頁第8条（4）執務室は相双建設事務所（南相馬市）近傍に事務所を確保ということで、執務室となる南相馬市内の貸事務所を確認しましたが、物件数が少ないため相双建設事務所の一角を執務室としてご提供いただくことはできますでしょうか。
- 16 特記仕様書3頁第8条（4）執務室は相双建設事務所（南相馬市）近傍に事務所を確保とありますが、南相馬市に面している自治体という認識でよろしいでしょうか。また、近傍について具体的な指標がありましたらご教示ください。
- 17 特記仕様書3頁第8条（5）管理技術者は常駐期間中における他の業務の不在期間の上限を年度毎に設定するものとし、その上限の範囲内で発注者の承諾を得その都度得て不在にできると記載がありますが、上限の範囲についてご教示願います。
- 18 特記仕様書3頁第8条（7）業務実施体制に記載予定のバックオフィス（現場対応）の技術者が、事業の進捗により想定より対応日数が増えた際、変更契約の対象となるという認識でよろしいでしょうか。
- 19 評価基準表2頁a. 管理技術者の技術 ①技術者資格 評価の前提として、管理技術者は技術者資格（建設部門・道路科目）を有していることが前提であり、記載されている資格を有していると加点されるという認識でよろしいでしょうか。
- 20 評価基準表2頁a. 管理技術者の技術 ⑤地域精通度 道路設計関連業務とは、道路事業における橋梁設計、トンネル設計等の構造物設計も含まれるという認識でよろしいでしょうか。

- 21 評価基準表4頁 b. 担当技術者の技術 ①技術者資格 担当技術者には、技術士等の資格要件はないが、評価基準表に記載されている資格を有していれば加点されるという認識でよろしいでしょうか。
- 22 評価基準表4頁 b. 担当技術者の技術 ⑤地域精通度 道路設計関連業務とは、道路事業における橋梁設計、トンネル設計等の構造物設計も含まれるという認識でよろしいでしょうか。

回 答 事 項

- 1 募集要領3（6）において、管理技術者に技術士資格（建設部門・道路科目）を参加資格として求めていることから、評価上は、管理技術者の技術士資格（建設部門・道路科目）を評価対象としておりません。
このため、管理技術者は、技術士資格（建設部門・道路科目）を有している必要があります。
- 2 管理技術者は、CM業務受注者が技術提案書提出時点で管理技術者の専任を提案しなければ、特記仕様書第19条（3）に示す関連業務以外の業務を兼任できることとしています。
この場合、管理技術者の常駐については、契約後、CM業務受注者からの技術提案及び実施体制等を踏まえ、発注者とCM業務受注者が協議し、各年度単位で月間又は年間で、管理技術者が福島県相双建設事務所（南相馬市）近傍に設けた事務所を不在にできる上限日数を設定することを想定しています。その上で、その設定した上限日数の範囲内で、その都度、発注者の承諾を得て他の業務に従事することを想定しています。
なお、技術提案書提出時点で管理技術者の専任を提案した場合はこの限りではありません。
- 3 ご推察のとおりです。
- 4-1 ご推察のとおり、最大の担当技術者数に対して設計共同体を構成することを想定しています。
- 4-2 募集要領2（4）に示したように、発注者としては、各年度で業務規模は異なるものと認識しております。
このため、募集要領3（7）に示す要件を満たした上で、CM業務受注者が業務遂行上必要となる執行体制を構築することを想定しています。

5 業務実績表（様式第6-2）については、募集要領9（5）④（イ）により、技術と用地の主たる担当技術者のうち、配置期間の長い担当技術者（技術）1名及び担当技術者（用地）1名の計2名について作成してください。

6 旅費交通費に関する単価は下記のとおりです。

・移転料（片道）

区分	路線長 60km 以上	路線長 100km 以上	路線長 300km 以上	路線長 500km 以上	路線長 1,000 km 以上	路線長 1,500 km 以上	路線長 2,000 km 以上
移転料 (税抜)	円 66,600	円 82,400	円 101,800	円 135,100	円 141,600	円 151,800	円 176,300

・着後手当

区分	担当技術者一人当たり（回あたり）
着後手当 (税抜)	円 130,800

・滞在費

区分	担当技術者一人当たり（月あたり）
滞在費 (税抜)	円 48,600

7 ご推察のとおりです。

8 「取扱方式」については、当県が建設工事で試験的に実施する「一括方式」・「一括審査方式」に準ずる審査方式と認識しております。

本件を含め関連する4件のCM業務が公告となっておりますが、いわゆる「一括方式」・「一括審査方式」は採用しておらず、各案件単位での独立した審査となります。

9 本件業務は、複数年に跨がる1契約となることから、1業務としてのテクリスの登録・完了登録になります。

10 本件業務の契約については、5年間の債務負担行為に基づく1契約とします。

11 参考業務規模については、超過勤務手当を含めた規模となります。

- 12 本件業務は、事業監理を求めるCM業務委託であるため、想定した管理技術者の職種を示すことで、配置人数等を拘束するものと捉えられかねないことから、回答を差し控えさせて頂きます。
- 13 本件業務は、事業監理を求めるCM業務委託であるため、想定している担当技術者の職種・人数を示すことで、配置人数等を拘束するものと捉えられかねうことから、回答を差し控えさせて頂きます。
- 14 募集要領3（6）において、管理技術者に技術士資格（建設部門・道路科目）を参加資格として求めていることから、評価上は、管理技術者の技術士資格（建設部門・道路科目）を評価対象としておりません。
このため、管理技術者は、技術士資格（建設部門・道路科目）を有している必要があります。
- 15 執務室については、相双建設事務所の一角を執務室として提供することが現在のところ困難であり、CM業務受注者に執務室の確保をお願いするものです。
このため、発注者から賃貸物件の紹介が可能となるよう調整しております。
- 16 特記仕様書第8条（4）における「相双建設事務所（南相馬市）の近傍」とは、南相馬市原町区内を想定しています。
指標については、至急の案件に係る相双建設事務所での打合せにも、連絡から概ね20分程度で到着できる距離感を想定しています。
- 17 管理技術者の常駐期間中における他の業務の不在期間の上限については、技術提案内容及び実施体制等によって条件が異なることから、契約後に発注者とCM業務受注者が協議して決定するものとしております。
- 18 本業務は、発注者として、バックオフィスによる対応など、業務実施体制を拘束するものではないことから、回答を控えさせて頂きます。
なお、特記仕様書等に示した条件に変更が生じた場合は、特記仕様書第13条に基づき、発注者とCM業務受注者との協議により契約内容を変更することができます。
- 19 評価基準2頁 a. 管理技術者の技術力①技術者資格の評価については、ご推察のとおりです。
- 20 評価基準2頁 a. 管理技術者の技術力⑤地域精通度における道路設計関連業務については、道路事業における橋梁設計、トンネル設計、函渠・擁壁等の土工構造物設計、仮設等の一般構造物設計、施工計画策定等も含みます。

- 21 評価基準3頁 b. 担当技術者の技術力①技術者資格における担当技術者については、技術士等の資格要件は求めていませんが、評価基準表に記載されている資格を有していれば評価の対象とします。
- 22 評価基準4頁 b. 担当技術者の技術力⑤地域精通度における道路設計関連業務とは、道路事業における橋梁設計、道路事業における橋梁設計、トンネル設計、函渠・擁壁等の土工構造物、仮設等の一般構造物設計、施工計画策定等も含みます。